平成２９年（フ）第１４４２号
名古屋市中村区十王町８番29号　サンマンション１Ａ号
債務者　福本　邦治
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９１号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘６棟111号
債務者　三輪　真吾
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３９号
福岡市早良区室住団地10番103号
債務者　甲斐田昭子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３７４号
福岡市西区十郎川団地７番302号
債務者　江上　真吾
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３８０号
福岡県朝倉市甘木2218番地２　双葉ハイツ301号
債務者　三宅　忠司
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４３０号
福岡市城南区田島４丁目６番27―105号
債務者　瓜生智恵子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４４０号
福岡市南区野間１丁目９番29―305号
債務者　山崎　隆彦（旧姓加嶋）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４４１号
福岡市東区原田１丁目41番12号
債務者　山崎　　要
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４５７号
福岡市西区横浜１丁目５番20―106号
債務者　有馬　正志
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４５８号
福岡県朝倉市頓田544番地１　ポム・フルールＡ103号
債務者　佐渡　栄子（旧姓行武）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４６６号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬３番404号
債務者　出口　智行（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９６号
福岡市西区下山門団地25番206号
債務者　中嶋　豊和
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５０４号
福岡市城南区別府５丁目13番42―506号
債務者　永田　芳行
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５０５号
福岡市城南区別府５丁目13番42―506号
債務者　永田　淑子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３８号
福岡県糸島市加布里1036番地３
債務者　古家　由規（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５４２号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石72番地472　サンハイツ旭102号
債務者　永江　町子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５５０号
福岡市東区原田１丁目７番20号
債務者　古賀　博昭
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿1462番地１　モンテアンビシオン101号
債務者　森田美枝子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部